

青森県報

第四千三百九十九号

平成三十年
一月十五日
(月曜日)

目次

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三

公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……三
- 地域森林計画変更の公表……………(林政課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四
- 公安委員会……………(県民局) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……四

告 示

青森県告示第二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業者	指定年月日
有 限 会 社 ルハートウエ	居宅介護	有 限 会 社 ルハートウエ	平成 三〇・一・一
有 限 会 社 ルハートウエ	重度訪問 介護	有 限 会 社 ルハートウエ	〃
有 限 会 社 ルハートウエ	同行援護	有 限 会 社 ルハートウエ	〃

青森県告示第二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び第二項の規定により平成二十九年十一月七日、同月十四日及び同年十二月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造(輸入)年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容

みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印乳用牛飼育用配合飼 料アイリーマッシュ16	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、TDN、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 ノーサンDコーラルHP	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 ノーサンEP後期用 H	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 TF仕上HP	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料 パワータックZK後期	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 スベシヤルホークCマッシュ	29.11	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、 カルシウム、TDN、水分	無

青森県告示第二十七号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦花町字鹿子石一四二の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下北郡東通村大字目名字目名川一の一、字フマセノ沢一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下北郡東通村大字砂子又字黒森一五の五八、一五の一七から一五の一一九ま

で、一五の五二〇から一五の五二四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十九年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

地域森林計画変更の公表

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る平成二十八年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東青地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社睦工務店
- 二 代表者の氏名 畠山ミヨ
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字大塚一七の七二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一四七八五号
- 五 取消年月日 平成二十九年十二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年十月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年一月十五日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 物品等の名称及び数量

男性警察官用冬帽子ほか 総数六千七百九十六点

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年十二月六日

五 落札者の名称及び住所

株式会社さくら野百貨店青森本店

青森市新町一丁目一三の二

六 落札金額

四千五百七十七万二千九百八十円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年十月二十五日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭